

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後												
<p>国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則</p> <p>(平成17年達示第37号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(休日)</p> <p>第47条 有期雇用教職員の休日は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(次号及び第5号において「祝日法による休日」という。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日(祝日法による休日を除く。)(夏季一斉休業日)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第53条 有期雇用教職員の有給の年次休暇は、次の表の左欄に掲げる年次休暇を付与する日の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日数を付与する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">年次休暇を付与する日</th> <th style="text-align: center;">日数</th> <th style="text-align: left;">その他の事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">雇用の日</td> <td style="text-align: center;">10日</td> <td style="text-align: left;">6月を超える契約期間を定めて雇用された場合に限る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">雇用の日から起算した継続勤務期間が右欄に掲げる年数を経過した日</td> <td style="text-align: center;">1年 2年 3年 4年 5年 6年以上</td> <td style="text-align: left;">11日 12日 14日 16日 18日 20日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: left;">年次休暇を付与する日の前1年間に於ける全勤務日の8割以上出勤した場合に限る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>3 年次休暇は、有期雇用教職員の請求した時季に与えるものとする。ただし、有期雇用教職員の請求した時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることがあるものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による年次休暇が10日以上与えられた有期雇用教職員に対しては、年次休暇を付与する日から1年以内</p>	年次休暇を付与する日	日数	その他の事項	雇用の日	10日	6月を超える契約期間を定めて雇用された場合に限る。	雇用の日から起算した継続勤務期間が右欄に掲げる年数を経過した日	1年 2年 3年 4年 5年 6年以上	11日 12日 14日 16日 18日 20日			年次休暇を付与する日の前1年間に於ける全勤務日の8割以上出勤した場合に限る。	<p>(休日)</p> <p>第47条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(次号において「祝日法による休日」という。)</p> <p>(3)・(4) (同 左)</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第53条 有期雇用教職員の有給の年次休暇は、一の事業年度ごとにおける休暇とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を付与する。</p> <p>(1) 新たに雇用された場合 その事業年度の雇用月に応じ、別表第8に定める日数</p> <p>(2) 前事業年度から引き続き雇用されている場合 雇用の日から起算した継続勤務期間に応じ、別表第9に定める日数(前年度の全勤務日の8割以上出勤した場合に限る。)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、労基法第39条第6項に基づく労使協定の定めるところにより年次休暇を計画的に与えることとした場合は、当該協定の定めるところにより年次休暇を与えるものとする。</p> <p>5 前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による年次休暇が10日以上与えられた有期雇用教職員に対しては、年次休暇を付与する日から1年以</p>
年次休暇を付与する日	日数	その他の事項											
雇用の日	10日	6月を超える契約期間を定めて雇用された場合に限る。											
雇用の日から起算した継続勤務期間が右欄に掲げる年数を経過した日	1年 2年 3年 4年 5年 6年以上	11日 12日 14日 16日 18日 20日											
		年次休暇を付与する日の前1年間に於ける全勤務日の8割以上出勤した場合に限る。											

に、当該有期雇用教職員の有する年次休暇日数のうち5日（有期雇用教職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合にあっては、当該取得した日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分を5日から控除した日数）を超えない範囲の日数について、大学が有期雇用教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。

5 年次休暇を取得しようとする有期雇用教職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ届け出ることができなかつた場合には、その事由を付して事後において届け出なければならない。

6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

7 （略）
（年次休暇以外の休暇）

第54条 次の各号に掲げる場合には、有期雇用教職員（第7号、第10号、第11号、第14号及び第15号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1)～(6) （略）

(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の6月から12月までの期間における、休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(8)～(15) （略）

2 （略）

3 前2項の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、第1項第12号及び第13号に該当する場合には、1日を単位として取り扱わなければならない。

4 （略）

（中略）
第7章 育児・介護休業等
（育児・介護休業等）

第58条 有期雇用教職員の育児休業、育児部分休

内に、当該有期雇用教職員の有する年次休暇日数のうち5日（有期雇用教職員が前2項の規定による年次休暇を取得した場合にあっては、当該取得した日数（当該日数が5日を超える場合には、5日とする。）分を5日から控除した日数）を超えない範囲の日数について、大学が有期雇用教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。

6 第4項に定める場合を除き、年次休暇を取得しようとする有期雇用教職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ届け出ることができなかつた場合には、その事由を付して事後において届け出なければならない。

7 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該事業年度の翌事業年度に繰り越すことができる。

8 （同左）
（年次休暇以外の休暇）

第54条

（同左）

(1)～(6)

(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度の6月から12月までの期間における、休日及び前条第4項の規定による年次休暇を取得する日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

(8)～(15) （同左）

(16) 有期雇用教職員が、ワークライフバランス及び業務の生産性の向上を図るため、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の事業年度において3日の範囲内の期間

2 （同左）

3 前2項の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、第1項第12号、第13号及び第16号に該当する場合には、1日を単位として取り扱わなければならない。

4 （同左）

第7章 育児・介護休業等
（育児・介護休業等）

第58条 有期雇用教職員の育児休業、育児部分休

業、介護休業、介護部分休業、介護時間、時間外勤務の免除・制限及び深夜勤務の制限に関し必要な事項は、育児・介護規程を準用する（第12条第2項から第14条の10まで、第20条の2から第20条の6まで、第39条及び第43条の6から第43条の9までを除く。）。この場合において、「教職員」とあるのは「有期雇用教職員」と読み替えるほか、別表第8の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。

(後 略)

別表第1～7 (略)

別表第8 (略)

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則

(平成17年達示第38号)

(前 略)

(年次休暇)

第45条 時間雇用教職員の有給の年次休暇は、次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、年次休暇を付与する日の項の区分ごとに定める日数を付与する。

	1週間又は1年間の勤務日の日数					その他の事項
	5日	4日	3日	2日	1日	
						1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、5日の勤務日の区分を適用する。
	217日以上	169日から	121日から	73日から	48日まで	週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。
年次休暇を付与する	10日	7日	5日	3日	1日	6月を超える契約期間を定めて雇用された場合に限り。

業、介護休業、介護部分休業、介護時間、時間外勤務の免除・制限及び深夜勤務の制限に関し必要な事項は、育児・介護規程を準用する（第12条第2項から第14条の10まで、第20条の2から第20条の6まで、第39条及び第43条の6から第43条の9までを除く。）。この場合において、「教職員」とあるのは「有期雇用教職員」と読み替えるほか、別表第10の左欄に掲げる育児・介護規程の条の規定は、同表右欄のとおりとする。

別表第1～7 (同 左)

別表第8・9 (別 添)

別表第10 (同 左)

附 則 (令和4年達示第76号) 抄
(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則第53条第7項の規定にかかわらず、令和3年4月2日から令和4年3月31日までの間に付与された年次休暇については令和6年3月31日まで、令和4年4月2日から令和5年3月31日までの間に付与された年次休暇については令和7年3月31日まで、それぞれ20日を限度として繰り越すことができる。

(年次休暇)

第45条 時間雇用教職員の有給の年次休暇は、一の事業年度ごとにおける休暇とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を付与する。

- 新たに雇用された場合 その事業年度の雇用月に応じ、別表第7に定める日数
- 前事業年度から引き続き雇用されている場合 雇用の日から起算した継続勤務期間に応じ、別表第8に定める日数（前事業年度の全勤務日の8割以上出勤した場合に限る。）

る日 日から 起算し た継続 勤務期 間が右 欄に掲 げる年 数を経 過した 日	1年	11日	8日	6日	4日	2日	年次休暇を付与 する日の前1年 間における全勤 務日の8割以上 出勤した場合に 限る。
	2年	12日	9日	6日	4日	2日	
	3年	14日	10日	8日	5日	2日	
	4年	16日	12日	9日	6日	3日	
	5年	18日	13日	10日	6日	3日	
	6年	20日	15日	11日	7日	3日	
	以上						

2 (略)

3 年次休暇は、時間雇用教職員の請求した時季に与えるものとする。ただし、時間雇用教職員の請求した時季に与えることが業務の正常な運営に支障を生ずると認める場合には、他の時季に与えることがあるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項の規定による年次休暇が10日以上与えられた時間雇用教職員に対しては、年次休暇を付与する日から1年以内に、当該時間雇用教職員の有する年次休暇日数のうち5日（時間雇用教職員が前項の規定による年次休暇を取得した場合にあっては、当該取得した日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。)分を5日から控除した日数)を超えない範囲の日数について、大学が時間雇用教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。

5 年次休暇を取得しようとする時間雇用教職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ届け出ることができなかった場合には、その事由を付して事後において届け出なければならない。

6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

7 (略)

(年次休暇以外の休暇)

第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第7号、第11号、第12号、第15号及び第16号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者（第7号に掲げる場合にあっては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第11号に掲げる場合にあっては、週以外

2

3

(同 左)

4 前項の規定にかかわらず、労基法第39条第6項に基づく労使協定の定めるところにより年次休暇を計画的に与えることとした場合は、当該協定の定めるところにより年次休暇を与えるものとする。

5 前2項の規定にかかわらず、第1項の規定による年次休暇が10日以上与えられた時間雇用教職員に対しては、年次休暇を付与する日から1年以内に、当該時間雇用教職員の有する年次休暇日数のうち5日（時間雇用教職員が前2項の規定による年次休暇を取得した場合にあっては、当該取得した日数(当該日数が5日を超える場合には、5日とする。)分を5日から控除した日数)を超えない範囲の日数について、大学が時間雇用教職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させることができる。

6 第4項に定める場合を除き、年次休暇を取得しようとする時間雇用教職員は、あらかじめ休暇簿に所要の事項を記入して届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によってあらかじめ届け出ることができなかった場合には、その事由を付して事後において届け出なければならない。

7 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、当該事業年度の翌事業年度に繰り越すことができる。

8 (同 左)

(年次休暇以外の休暇)

第46条 次の各号に掲げる場合には、時間雇用教職員（第7号、第11号、第12号、第15号及び第16号に掲げる場合にあっては、6月以上の契約期間が定められている者又は6月以上継続勤務している者（第7号及び第17号に掲げる場合にあっては、1週間の所定勤務日数が2日以下である者又は週以外の期間によって勤務日が定められている時間雇用教職員で1年間の勤務日が120日以下である者を除き、第11号に掲げる場合

の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)に限り、第9号に掲げる場合にあっては、別表第3に掲げる者を除く。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1)～(6) (略)

(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、一の事業年度の6月から12月までの期間において、同表の日数の項に掲げる、休日を除いて原則として連続する日数の範囲内の期間

	1週間又は1年間の勤務日の日数			その他の事項
	5日	4日	3日	
	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、5日の勤務日の区分を適用する。
日数	3日	2日	1日	週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。

(8)～(16) (略)

2 (略)

3 前2項の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、第1項第9号、第13号及び第14号に掲げる場合においては、1日を単位として取り扱わなければならない。

4 (略)

(中略)

(育児・介護休業等)

第50条 時間雇用教職員の育児休業、育児部分休業、介護休業、介護部分休業、介護時間、時間外勤務の免除・制限及び深夜勤務の制限に関し必要な事項は、育児・介護規程を準用する(第12条第2項から第14条の10まで、第20条の2から第20条の6まで、第39条及び第43条の6から第43条の9までを除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「時間雇用教職員」と読み替えるほか、別表第7の左欄に掲げる育児・介護規程

にあっては、週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下である者を除く。)に限り、第9号に掲げる場合にあっては、別表第3に掲げる者を除く。)に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1)～(6) (同左)

(7) 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 次の表の1週間又は1年間の勤務日の日数欄の区分に応じ、一の事業年度の6月から12月までの期間において、同表の日数の項に掲げる、休日及び前条第4項の規定による年次休暇を取得する日を除いて原則として連続する日数の範囲内の期間

	1週間又は1年間の勤務日の日数			その他の事項
	5日	4日	3日	
	(同左)			
日数				

(8)～(16) (同左)

(17) 時間雇用教職員が、ワークライフバランス及び業務の生産性の向上を図るため、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の事業年度において第7号の表の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間

2 (同左)

3 前2項の休暇は、必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとする。ただし、第1項第9号、第13号、第14号及び第17号に掲げる場合においては、1日を単位として取り扱わなければならない。

4 (同左)

(育児・介護休業等)

第50条 時間雇用教職員の育児休業、育児部分休業、介護休業、介護部分休業、介護時間、時間外勤務の免除・制限及び深夜勤務の制限に関し必要な事項は、育児・介護規程を準用する(第12条第2項から第14条の10まで、第20条の2から第20条の6まで、第39条及び第43条の6から第43条の9までを除く。)。この場合において、「教職員」とあるのは「時間雇用教職員」と読み替えるほか、別表第9の左欄に掲げる育児・介護規程

<p>の条の規定は、同表右欄のとおりとする。 (後 略) 別表第 1～6 (略) 別表第 7 (略)</p> <p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則 (平成 18 年達示第 2 1 号)</p> <p>(前 略) 別表第 3 (略)</p> <p>国立大学法人京都大学支援職員就業規則 (令和 4 年達示第 3 号)</p> <p>(前 略) 別表第 3 (略)</p>	<p>の条の規定は、同表右欄のとおりとする。 別表第 1～6 (同 左) <u>別表第 7・8</u> (別 添) 別表第 9 (同 左)</p> <p>附 則 (令和 4 年達示第 7 6 号) 抄 (施行期日) 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 (経過措置) 3 改正後の国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則第 4 5 条第 7 項の規定にかかわらず、令和 3 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に付与された年次休暇については令和 6 年 3 月 3 1 日まで、令和 4 年 4 月 2 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に付与された年次休暇については令和 7 年 3 月 3 1 日まで、それぞれ 2 0 日を限度として繰り越すことができる。</p> <p>別表第 3 (別 添)</p> <p>附 則 (令和 4 年達示第 7 6 号) 抄 (施行期日) 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>別表第 3 (別 添)</p> <p>附 則 (令和 4 年達示第 7 6 号) 抄 (施行期日) 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>
---	--

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則

(平成17年達示第37号)

別表第8

雇用月											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10日	10日	10日	10日	10日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	1日

※ 6月を超える契約期間が定められているものに適用する。

別表第9

雇用の日から起算した継続勤務期間					
1年以下	1年を超え2年 以下の年数	2年を超え3年 以下の年数	3年を超え4年 以下の年数	4年を超え5年 以下の年数	5年を超える年 数
11日	12日	14日	16日	18日	20日

国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則

(平成17年達示第38号)

別表第7 (第45条関係)

週の 勤務 日数	1年間 の勤務 日数	雇用月											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5日	217 日以上	10日	10日	10日	10日	10日	10日	8日	7日	6日	4日	3日	1日
4日	169 日から 216 日まで	7日	7日	7日	7日	7日	7日	5日	4日	4日	2日	2日	1日
3日	121 日から 168 日まで	5日	5日	5日	5日	5日	5日	4日	3日	3日	2日	1日	1日
2日	73日 から 120 日まで	3日	3日	3日	3日	3日	3日	2日	2日	1日	1日	0日	0日
1日	48日 から 72日 まで	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0日	0日	0日	0日	0日	0日

※ 1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、5日の勤務日の区分を適用する。

※ 1年間の勤務日数は、週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。

※ 6月を超える契約期間が定められているものに適用する。

別表第8 (第45条関係)

週の勤務 日数	1年間の勤 務日数	雇用の日から起算した継続勤務期間				
		1年以下	1年を超え 2年以下の 年数	2年を超え 3年以下の 年数	3年を超え 4年以下の 年数	4年を超え 5年以下の 年数

5日	217日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日から216日まで	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	2日	2日	2日	3日	3日	3日

※ 1週間の勤務日が4日以下とされている時間雇用教職員で1週間の勤務時間が30時間以上であるものは、5日の勤務日の区分を適用する。

※ 1年間の勤務日数は、週以外の期間によって勤務日が定められているものに適用する。

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則

(平成18年達示第21号)

別表第3 (第24条第4項関係)

勤務時間等規程の規定	適用する規定																																																																																			
(前略)																																																																																				
第21条	<p>第21条 年次休暇は、一の事業年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の事業年度において、次の各号に掲げる短時間勤務特定職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該事業年度の中途において、新たに短時間勤務特定職員となった者 その者の当該事業年度における在職期間及び1週間の勤務日の日数に応じて、次の表の日数欄に掲げる日数 (以下この条において「基本日数」という。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在職期間</th> <th colspan="5">1週間の勤務日の日数</th> </tr> <tr> <th>5日</th> <th>4日</th> <th>3日</th> <th>2日</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月に達するまでの期間</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1月を超え2月に達するまでの期間</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2月を超え3月に達するまでの期間</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3月を超え4月に達するまでの期間</td> <td>7日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>4月を超え5月に達するまでの期間</td> <td>8日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>5月を超え6月に達するまでの期間</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>6月を超え7月に達するまでの期間</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>7月を超え8月に達するまでの期間</td> <td>13日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>5日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>8月を超え9月に達するまでの期間</td> <td>15日</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>9月を超え10月に達するまでの期間</td> <td>17日</td> <td>13日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10月を超え11月に達するまでの期間</td> <td>18日</td> <td>14日</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>11月を超え1年末満までの期間</td> <td>20日</td> <td>15日</td> <td>11日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該事業年度において新たに行政執行法人の職員、国家公務員 (特別職に属する者を含む。)、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法 (昭和29年法律第141号) の適用を受ける職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令 (昭和28年政令第215号) 第9条の2各号に掲げる法人の職員 (以下この条において「国等の職員」という。) となった者で、引き続き短時間勤務特定職員となったもの 国等の職員となった日において新たに短時間勤務特定職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに短時間勤務</p>	在職期間	1週間の勤務日の日数					5日	4日	3日	2日	1日	1月に達するまでの期間	2日	2日	2日	1日	1日	1月を超え2月に達するまでの期間	3日	3日	2日	2日	1日	2月を超え3月に達するまでの期間	5日	4日	3日	2日	1日	3月を超え4月に達するまでの期間	7日	6日	4日	3日	2日	4月を超え5月に達するまでの期間	8日	6日	5日	3日	2日	5月を超え6月に達するまでの期間	10日	8日	6日	4日	2日	6月を超え7月に達するまでの期間	12日	9日	7日	5日	2日	7月を超え8月に達するまでの期間	13日	10日	8日	5日	2日	8月を超え9月に達するまでの期間	15日	12日	9日	6日	3日	9月を超え10月に達するまでの期間	17日	13日	10日	6日	3日	10月を超え11月に達するまでの期間	18日	14日	10日	7日	3日	11月を超え1年末満までの期間	20日	15日	11日	7日	3日
在職期間	1週間の勤務日の日数																																																																																			
	5日	4日	3日	2日	1日																																																																															
1月に達するまでの期間	2日	2日	2日	1日	1日																																																																															
1月を超え2月に達するまでの期間	3日	3日	2日	2日	1日																																																																															
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	4日	3日	2日	1日																																																																															
3月を超え4月に達するまでの期間	7日	6日	4日	3日	2日																																																																															
4月を超え5月に達するまでの期間	8日	6日	5日	3日	2日																																																																															
5月を超え6月に達するまでの期間	10日	8日	6日	4日	2日																																																																															
6月を超え7月に達するまでの期間	12日	9日	7日	5日	2日																																																																															
7月を超え8月に達するまでの期間	13日	10日	8日	5日	2日																																																																															
8月を超え9月に達するまでの期間	15日	12日	9日	6日	3日																																																																															
9月を超え10月に達するまでの期間	17日	13日	10日	6日	3日																																																																															
10月を超え11月に達するまでの期間	18日	14日	10日	7日	3日																																																																															
11月を超え1年末満までの期間	20日	15日	11日	7日	3日																																																																															

特定職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

(4) 当該事業年度の前事業年度において国等の職員であつた者であつて引き続き当該事業年度に新たに短時間勤務特定職員となったもの又は当該事業年度の前事業年度において短時間勤務特定職員であつた者であつて引き続き当該事業年度に国等の職員となり引き続き再び短時間勤務特定職員となったもの 国等の職員としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、その者の1週間の勤務日の日数に応じ、1号に掲げる表の日数欄に掲げる日数（以下この号において「基礎日数」という。）に当該事業年度の前事業年度における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が基礎日数を超える場合にあつては、基礎日数）を加えて得た日数から、短時間勤務特定職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は20日を限度として、当該事業年度の翌事業年度に繰り越すことができる。

(中 略)

第27条

第27条 短時間勤務特定職員が、次の各号の一に該当する場合（第10号及び第11号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日の日数が2日を超える者に限る。ただし、これらの休暇を取得できる短時間勤務特定職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第16条の3第2項又は第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。）には、特別休暇を与えることがある。

(1)～(9) (略)

(10) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する短時間勤務特定職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間

(11) 短時間勤務特定職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（前号に掲げる場合を除く。）を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該者が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間

(12)・(13) (略)

(14) 短時間勤務特定職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 その者の1週間の勤務日の日数に応じ、一の事業年度の6月から12月までの期間における、次の表の日数欄に掲げる週休日、休日、代休日及び勤務時間等規程第22条第2項の規定による年次休暇を取得した日を除いて原則として連続する日数の範囲内の期間

1週間の勤務日の日数	5日	4日	3日
日数	3日	2日	1日

(15)～(17) (略)

(18) 短時間勤務特定職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき その者の1週間の勤務日の日数に応じ、一の事業年度において次の表の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動

ウ 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

1週間の勤務日の日数	5日	4日	3日	2日	1日
日数	5日	4日	3日	2日	1日

(19) 短時間勤務特定職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の事業年度において5日（当該通院等が体外受精その他の別に定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期

	<p>間</p> <p>(20) 短時間勤務特定職員がワークライフバランス及び業務の生産性の向上を図るため、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の事業年度において第14号の表の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間</p>
(後 略)	

国立大学法人京都大学支援職員就業規則

(令和4年達示第3号)

別表第3 (第15条第2項関係)

勤務時間等規程の規定	適用する規定																																																																																			
(前 略)																																																																																				
第21条	<p>第21条 年次休暇は、一の事業年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の事業年度において、次の各号に掲げる特定短時間勤務支援職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該事業年度の中途において、新たに特定短時間勤務支援職員となった者 その者の当該事業年度における在職期間及び1週間の勤務日の日数に応じ、次の表の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">在職期間</th> <th colspan="5">1週間の勤務日の日数</th> </tr> <tr> <th>5日</th> <th>4日</th> <th>3日</th> <th>2日</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月に達するまでの期間</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1月を超え2月に達するまでの期間</td> <td>3日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2月を超え3月に達するまでの期間</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3月を超え4月に達するまでの期間</td> <td>7日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>4月を超え5月に達するまでの期間</td> <td>8日</td> <td>6日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>5月を超え6月に達するまでの期間</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>6日</td> <td>4日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>6月を超え7月に達するまでの期間</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>7月を超え8月に達するまでの期間</td> <td>13日</td> <td>10日</td> <td>8日</td> <td>5日</td> <td>2日</td> </tr> <tr> <td>8月を超え9月に達するまでの期間</td> <td>15日</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>9月を超え10月に達するまでの期間</td> <td>17日</td> <td>13日</td> <td>10日</td> <td>6日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10月を超え11月に達するまでの期間</td> <td>18日</td> <td>14日</td> <td>10日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>11月を超え1年未満までの期間</td> <td>20日</td> <td>15日</td> <td>11日</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 当該事業年度において新たに行政執行法人の職員、国家公務員（特別職に属する者を含む。）、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、地方公務員、地方独立行政法人の職員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人の職員（以下この条において「国等の職員」という。）となった者で、引き続き特定短時間勤務支援職員となったもの 国等の職員となった日において新たに特定短時間勤務支援職員となったものとみ</p>	在職期間	1週間の勤務日の日数					5日	4日	3日	2日	1日	1月に達するまでの期間	2日	2日	2日	1日	1日	1月を超え2月に達するまでの期間	3日	3日	2日	2日	1日	2月を超え3月に達するまでの期間	5日	4日	3日	2日	1日	3月を超え4月に達するまでの期間	7日	6日	4日	3日	2日	4月を超え5月に達するまでの期間	8日	6日	5日	3日	2日	5月を超え6月に達するまでの期間	10日	8日	6日	4日	2日	6月を超え7月に達するまでの期間	12日	9日	7日	5日	2日	7月を超え8月に達するまでの期間	13日	10日	8日	5日	2日	8月を超え9月に達するまでの期間	15日	12日	9日	6日	3日	9月を超え10月に達するまでの期間	17日	13日	10日	6日	3日	10月を超え11月に達するまでの期間	18日	14日	10日	7日	3日	11月を超え1年未満までの期間	20日	15日	11日	7日	3日
在職期間	1週間の勤務日の日数																																																																																			
	5日	4日	3日	2日	1日																																																																															
1月に達するまでの期間	2日	2日	2日	1日	1日																																																																															
1月を超え2月に達するまでの期間	3日	3日	2日	2日	1日																																																																															
2月を超え3月に達するまでの期間	5日	4日	3日	2日	1日																																																																															
3月を超え4月に達するまでの期間	7日	6日	4日	3日	2日																																																																															
4月を超え5月に達するまでの期間	8日	6日	5日	3日	2日																																																																															
5月を超え6月に達するまでの期間	10日	8日	6日	4日	2日																																																																															
6月を超え7月に達するまでの期間	12日	9日	7日	5日	2日																																																																															
7月を超え8月に達するまでの期間	13日	10日	8日	5日	2日																																																																															
8月を超え9月に達するまでの期間	15日	12日	9日	6日	3日																																																																															
9月を超え10月に達するまでの期間	17日	13日	10日	6日	3日																																																																															
10月を超え11月に達するまでの期間	18日	14日	10日	7日	3日																																																																															
11月を超え1年未満までの期間	20日	15日	11日	7日	3日																																																																															

なした場合におけるその者の在職期間に応じた基本日数から、新たに特定短時間勤務支援職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

(4) 当該事業年度の前事業年度において国等の職員であつた者であつて引き続き当該事業年度に新たに特定短時間勤務支援職員となったもの又は当該事業年度の前事業年度において特定短時間勤務支援職員であつた者であつて引き続き当該事業年度に国等の職員となり引き続き再び特定短時間勤務支援職員となったもの 国等の職員としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、その者の1週間の勤務日の日数に応じ、1号に掲げる表の日数欄に掲げる日数（以下この号において「基礎日数」という。）に当該事業年度の前事業年度における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が基礎日数を超える場合にあつては、基礎日数）を加えて得た日数から、特定短時間勤務支援職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は20日を限度として、当該事業年度の翌事業年度に繰り越すことができる。

(中 略)

第27条

第27条 特定短時間勤務支援職員が、次の各号の一に該当する場合（第10号及び第11号に掲げる場合にあつては、1週間の勤務日の日数が2日を超える者に限る。ただし、これらの休暇を取得できる特定短時間勤務支援職員の制限については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第16条の3第2項又は第16条の6第2項の規定において準用する第6条第1項ただし書による労使協定がある場合に限る。）には、特別休暇を与えることがある。

(1)～(9) (略)

(10) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する特定短時間勤務支援職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をし、又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該子が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間

(11) 特定短時間勤務支援職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（前号に掲げる場合を除く。）を介護するため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の事業年度において当該者が1人の場合は5日、2人以上の場合は10日の範囲内の期間

(12)・(13) (略)

(14) 特定短時間勤務支援職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 その者の1週間の勤務日の日数に応じ、一の事業年度の6月から12月までの期間における、次の表の日数欄に掲げる週休日、休日、代休日及び勤務時間等規程第22条第2項の規定による年次休暇を取得する日を除いて原則として連続する日数の範囲内の期間

1週間の勤務日の日数	5日	4日	3日
日数	3日	2日	1日

(15)～(17) (略)

(18) 特定短時間勤務支援職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき その者の1週間の勤務日の日数に応じ、一の事業年度において次の表の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

- ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
- ウ 身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

1週間の勤務日の日数	5日	4日	3日	2日	1日
日数	5日	4日	3日	2日	1日

- (19) 40歳又は50歳に達した特定短時間勤務支援職員が職業生活の節目において心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該年齢に達した日から1年を経過する日までの間（当該期間中に国立大学法人京都大学教職員出向規程（平成16年達示第76号）第2条に規定する在籍出向に係る期間がある場合は当該期間を考慮して別に定める期間）における週休日、休日、代休日及び勤務時間等規程第22条第2項の規定による年次休暇を取得する日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
- (20) 特定短時間勤務支援職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の事業年度において5日（当該通院等が体外受精その他の別に定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (21) 特定短時間勤務支援職員がワークライフバランス及び業務の生産性の向上を図るため、勤務しないことが相当であると認められるとき 一の事業年度において第14号の表の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間

(後 略)